

地域子育て支援事業の業務内容に関する研究

—岐阜県における実態調査より—

徳 広 圭 子

A study regarding the content of duties of the local child care support business through fact-finding in Gifu Prefecture

Keiko Tokuhira

Abstract

Businesses to support the child care of a parent and child living in the area has begin in earnest and now numbers above 10. They have also increased quantitatively. Therefore, I think that this business must concentrate on quality in future.

I performed fact finding in Gifu Prefecture to get a hint and examined the contents of the support business. I thought there was improved worker exchange of information with each other, and taking training.

Receives Sept. 30. 2008

Key word : child care of a parent and the child, Gifu Prefecture,

I. はじめに

子育て期の家族を支える家族援助や子育て支援事業の必要性が叫ばれて久しい。この中核となるサービスとして、地域子育て支援センター事業がある。これは1989（平成元）年から実施された「保育所地域活動事業」において育児相談や指導、育児講座を行ったことに端を発するが、1993（平成5）年度からは「保育所地域子育てモデル事業」へ、1995（平成7）年度からは「地域子育て支援センター事業」として全国展開し、2007（平成19）年度からは「地域子育て支援拠点事業」へと発展し、今日に至っている。

また、2000（平成12）年に改訂された「保育所保育指針」では、「保育所における子育て支援」として、①一時保育、②地域活動事業、③乳幼児の保育に関する相談・助言、④子育てサークルの育成支援や地域の保育資源の情報提供が挙げられ、「保育所が、通常業務（*である保育）に加えて、地域における子育て支援の役割を総合的かつ積極的に担うことは、保育所の重要な役割である」と明記された（*は筆者による加筆）。すなわち、現在では地域の子育て期にある家族を支援するための営みは、市町村から「地域子育て支援センター」との指定を受けなくとも、保育所の業務のひとつとされている。

さらに、2005（平成17）年度からは、「子育て支援事業」が児童福祉法に規定され、①放課後児童健全育成事業、②子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業・夜間養護等事業）、③居宅に

における子育て支援事業（家庭訪問支援事業・家庭的保育事業）、④施設における子育て支援事業、⑤相談支援事業（地域子育て支援事業・ファミリーサポートセンター事業・つどいの広場事業・児童ふれあい交流事業）をその内容としている^(註1)。

このように子育て支援事業が整備されるようになって10年以上経ち、当初のように取り急ぎ量的に整備し、関連法規に定められた内容をとりあえずやってみた時期を経て、現在では各施設が使用者のニーズや地域の実状に応じたサービスを展開させる時期に入っている。またこの間に、保育所と同様の乳幼児専門機関である幼稚園や児童館・児童センター、保健所・保健センターなどでも、地域の実状に応じたさまざまな子育て支援サービスが取り組まれるようになってきた。さらに全国的には、東京都港区の「あい・ぽーと」のように^(註2)、保育所など既存の施設に付設しない独立型の地域子育て支援センターも増えるなど、量的に増加した時代から質的拡充の時代に入ったと言える。

そこで本研究では、岐阜県下で行われている地域子育て支援事業の業務内容を調査・検討することを通して、今後の地域子育て支援事業のあり方を模索したい。

Ⅱ. 地域子育て支援拠点事業について

1. 事業の動向

2003（平成15）年より施行された児童福祉法では、第18条の4で「この法律で、保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」と定められている。そして同法第48条の3では「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。」と努力義務が課せられている。

さらに、2009（平成21）年度より施行される保育所保育指針の解説書では、「児童の保護者に対する保育に関する指導」である「保育指導」を「子どもの保育の専門性を有する保育士が、保育に関する専門的知識・技術を背景としながら、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして行う子どもの養育（保育）に関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体」と明記された^(註3)。また同時期に施行される幼稚園教育要領でも「地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。」とされた。

このように法整備が進む中、2008（平成20）年6月21日に閉会した第169通常国会では、3月4日に「児童福祉法等の一部を改正する法案」（以下「法案」とする）が政府提出法案として上程され、5月28日に衆議院本会議で可決され、参議院に送付されていた。しかし、いわゆる「衆・参ねじれ国会」において後期高齢者医療制度や年金の問題が発覚したことに端を発し、2008（平成20）年6月11日に現行憲法下初となる参議院での首相への問責決議案が可決された。これは参議院としては「内閣不信任」と同じ意味を持ち、政府が提出した法案については継続手続きをとらなかったため、閉会と同時に全て廃案となった。

この法案は、「児童福祉法改正案」と「次世代育成支援対策推進法改正案」から成るが、「子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進」のために提案され

た児童福祉法の一部改正法案の柱は、以下の通りである^(註4)。

(1) 子育て支援事業を法律上位置付け（平成21年4月施行）

- 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。
 - ①乳児家庭全戸訪問事業（※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業）
 - ②養育支援訪問事業（※いわゆる育児支援家庭訪問事業）
 - ③地域子育て支援拠点事業
 - ④一時預かり事業
- また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

※上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

(2) 家庭的保育事業を法律上位置付け（平成22年4月施行）

- 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの）の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。
- 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。
- 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

現行は、2005（平成17）年4月1日から施行されている児童福祉法において、第2章第2節第2款に「子育て支援事業」がまとめられ、第21条の9において「子育て支援事業」を「放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの」とした（下線は筆者による）。この「主務省令」に当たる児童福祉法施行規則では、その第19条において具体的に10事業を列挙し、その10番目に「保育所その他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養護の支援に係る活動を行う民間団体の支援その他の必要な援助を行う事業」として「地域子育て支援センター事業」を規定している。

その後、2007（平成19）年4月1日からは、「つどいの広場事業」と「地域子育て支援センター事業」を合体・再編させて「地域子育て支援拠点事業」と一本化し、①常設のつどいの広場を設ける「ひろば型」と、②民営の児童館内で一定期間つどいの場を設ける「児童館型」、および従来の地域子育て支援センターである「センター型」の3種を総称することとなった。そしてその基本事業を、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談・援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施の4点となっている（表1）。

前述の法案が可決・成立すると、児童福祉法上の「子育て支援事業」は「放課後児童健全育成

表 1 地域子育て支援拠点事業

	ひろば型	センター型	児童館型 (「民間児童館活動事業」の中で実施)
機能	常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育てで全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施	民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。)	社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可	
基本事業	<p>①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</p> <p>③地域の子育て関連情報の提供</p>	<p>②子育て等に関する相談・援助の実施</p> <p>④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</p>	
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>(出張ひろばの実施(市町村運営の場合を除く。)(加算) ①ひろばは事業を実施している主体が、週年度の開設を開設するステータスとして、週1～2回出張ひろばを実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) ・中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ②世代間や異年齢児童との交流の継続的な実施 ③父親やクールの育成など父親のグループづくりを促進する継続的な取組の実施 ④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組の実施</p>	<p>①～④の事業の実施に加え、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に向けた地域支援活動を実施</p> <p>・地域支援活動の実施 ①公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施 ②地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応</p>	<p>①～④の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) ①ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	保育士等(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童館の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	保育所、医療施設等で実施するほか、公共施設等で実施	児童館
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日、1日5時間以上	週5日以上、1日5時間以上	週3日以上、1日3時間以上
年額補助単価(19年度)	週3～4日型 3,556千円、週5日型 4,355千円 週6～7日型 5,164千円、出張ひろば 1,343千円 ※ 地域の子育て力を高める取組については別途加算	週5日型 7,485千円、週6～7日 7,996千円 ※ 経過措置分(小規模型指定施設) 2,576千円、保健相談等加算分 1,852千円	基本分 1,687千円 ※ 地域の子育て力を高める取組については別途加算

※地域子育て支援センター(小規模型)については、3年間の経過措置期間内(平成21年度末まで)に、ひろば型かセンター型へ移行

資料：厚生労働省「平成19年度全国児童福祉主管課長会議資料(資料編：総務課少子化対策企画室)平成20年2月22日」

事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの」となり、その事業内容はこれまでに比して大幅に拡充する（第21条の9）。また第6条の3第6項において「この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。」と明記され、第34条の10第1項では「市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、地域子育て支援拠点事業を行うことができる。」、同条第2項では「地域子育て支援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。」と定められる。さらに同法第49条では「地域子育て支援拠点事業（略）に関し必要な事項は、命令で定める。」と改まる。合わせて社会福祉法第2条第3項で定める第2種社会福祉事業に地域子育て支援拠点事業も加わる。

そしてこの法案が成立・施行されると、今後、地域子育て支援拠点事業は児童福祉法上に位置付けられ、その最低基準が設けられ、都道府県知事への届出すると共に指導監督を受け、市町村のバックアップも受けることになる。そのため、法律上は保育所と同じ第2種社会福祉事業となることで、地域子育て支援事業はこれまでのような保育所の副事業的なイメージを一新することになるであろう。また現行の地域子育て支援拠点事業の従事者は、センター型が「保育士等」、ひろば型と児童館型が「子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者」とされているが、最低基準において乳幼児を中心とした専門職である保育士を必置とするように定められることが想定できよう。

同法案については、8月5日に行われた厚生労働省の全国児童福祉主管課長会議の冒頭で、村木厚子雇用均等・児童家庭局長が臨時国会では早期に法案を再提出し成立をめざしたい旨を述べていることから^(註5)、早ければ当初の予定通り2009（平成21）年度からの施行が見込まれている。

2. 岐阜県の地域子育て支援事業

岐阜県における0～2歳の子どもを最年少とする夫婦共働き世帯の割合を見ると、47都道府県中38位と非常に低い。一方3～5歳では17位と急上昇する（表2）。保育所在所児の割合については、0～2歳が全国最下位の20.1%であり、3～5歳では全国平均の1.4倍に当たる40.4%となっている（表3）。このことから岐阜県は「子どもは、3歳までは常時家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼす」とする、いわゆる「3歳児神話」が根強いことを伺うことができる^(註6)。これを裏付けるように、岐阜県民の意識調査では、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」とする、いわゆる「M字型就労」を支持する人の割合が、男性49.7%、女性53.0%、全体としては51.4%と、全国平均の33%をいずれ

表2 最年少の子どもの年齢別に見た夫婦共働き世帯の割合

	0～2歳	3～5歳
岐阜県	26.6%	56.9%
全 国	29.2%	47.0%
順 位	38位	17位

出典：総務省「国勢調査（平成17年）」

表3 乳幼児の保育所在所児の割合

	0～2歳児	3～5歳児
岐阜県	12.2%	40.4%
全 国	20.1%	29.1%
順 位	47位	12位

出典：厚生労働省「福祉行政報告例（平成19年4月1日）」

表4 女性が職業を持つことについて (%)

	岐阜県			全国
	合計	男性	女性	
女性は職業を持たない方がよい	1.0	1.1	0.8	3.6
結婚するまでは職業を持つ方がよい	2.9	4.0	2.2	5.5
子どもができるまでは職業を持つ方がよい	6.8	10.6	4.0	10.7
子どもができて職業を続ける方がよい	20.7	19.0	22.1	43.4
子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい	51.4	49.7	53.0	33.0
その他	10.1	8.5	11.4	1.4
わからない	4.4	5.3	3.8	2.3
無回答	2.7	1.9	2.8	0.1

出典：岐阜県「共同参画に関する県民意識調査（平成19年8月調査）」

表5 岐阜県内の女性、年齢階級、非正規就業者割合の推移 (%)

	岐 阜 県			全 国
	平成9年	平成14年	平成19年	平成19年
総 数	42.9	53.3	57.7	55.2
15～19歳	50.0	61.3	67.4	78.6
20～24	20.0	37.2	43.9	45.9
25～29	24.4	31.4	42.7	40.0
30～34	42.9	53.0	49.3	47.3
35～39	54.3	60.4	61.4	54.4
40～44	48.7	64.1	65.1	59.3
45～49	51.0	58.6	63.7	59.8
50～54	48.6	56.0	58.1	58.5
55～59	50.0	58.9	58.0	59.9
60～64	62.5	67.4	69.6	71.6
65歳以上	72.7	73.8	72.2	66.3

注) 非正規就業者は、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の合計である。

出典：総務省「就業構造基本調査（各年版）」

も大きく上回っている(表4)。この意識調査は5年ごとに行われているが、前回の2002(平成14)年調査では、男性56.2%、女性52.2%、全体としては54.1%であり、「男性」と「全体」の値が減少しているのに対して、「女性」は増加しているところに特徴がある。また「子どもができて職業を続ける方がよい」とした人については、男性が19.0%、女性が22.1%、岐阜県全体では20.7%であり、いずれも全国平均の43.4の半数ほどになっている。また、女性の非正規雇用者割合は毎年ほとんどの年代で全国平均を上回っている(表5)。特に2002(平成14)年に関しては、M字型カー

ブの底に当たる30～34歳の「53.0%」という数値が、全国第1位であった。

そのことから、岐阜県では「男性は仕事、女性は家庭」とする性別役割分担意識が強いことから、女性は妊娠・出産によって一端離職し、専業主婦として家事や育児に専念し、子どもの手が離れると再びパートとして働き出す姿が想像できる。そしてこのような姿は、昨今政府が提唱する「ワーク・ライフ・バランス」と逆行している。

ところで、1980年生まれの子どもの対象に実施された子育て実態調査「大阪レポート」と、「大阪レポート」と同じ質問文を使用し2003(平成15)年に実施された「兵庫レポート」から、現代の日本における子育ての姿を明らかにした原田正文氏は、親子関係に2つの変化があることを指摘している。その一つは「育児での心配は、予想されるように出産後『退院～一、二か月』でひとつの大きなピークがある。そして、子どもの成長につれて一度は安定してくる(三～一〇か月)。ところが子どもが一歳前後になると再び心配は増大し、それは消えることなく続く」という「増大する育児不安」である^(註7)。もう一つは母親が子どもに『あれはいけない』『これはいけない』と禁止する傾向が強くなり、子どものしていることを黙って見ていることができず干渉してしまう傾向が強くなっている「子ども支配」である^(註8)。

この一つの帰結点として、増大する児童虐待の問題がある。2007(平成19)年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち「児童虐待相談の対応件数」は40,639件で、前年度に比べ3,316件(前年度比 8.9%)増加している。また、主な虐待者別にみると「実母」が62.4%と最も多く、次いで「実父」22.6%となっているが、この割合は例年ほとんど変化がない。さらに、被虐待者の年齢別にみると「小学生」が15,499件、「3歳～学齢前」が9,727件、「0～3歳未満」が7,422件となっている(表6)。いずれのカテゴリーでも虐待件数が増えているが、とりわけ「0～3歳未満」については対前年度の増加率が15.1%ときわめて高くなっている。

このような育児不安や子ども支配、そしてそこから派生する児童虐待問題を軽減するような地縁・血縁の成熟が期待できない現代社会では、それにかわる新たな仕組みが必要になる。そこで期待されるのが、子育ての専門的知識や技術を持つ保育士たちが、地域に暮らす保護者の子育てを支援する「地域子育て支援事業」である。これについては前述のように、今後法整備されることによって、量的な拡充のみならず質的な充実が見込まれる。確かに地域の実状は、まさに地域の数だけ違いがあり、一律に基準などを定めることには功罪があるだろう。しかしながら、現状ではあまりに質的にも量的にも地域間格差が大きい。

表6 被虐待者の年齢別対応件数の年次推移

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	26 569	33 408	34 472	37 323	40 639	3 316	8.9
0～3歳未満	5 346	6 479	6 361	6 449	7 422	973	15.1
3歳～学齢前	7 238	8 776	8 781	9 334	9 727	393	4.2
小学生	9 708	12 483	13 024	14 467	15 499	1 032	7.1
中学生	3 116	4 187	4 620	5 201	5 889	688	13.2
高校生・その他	1 161	1 483	1 686	1 872	2 102	230	12.3

資料：厚生労働省「平成19年度・社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」(2008年9月26日)

表7 岐阜県内の圏域及び市町村別地域子育て支援拠点数と0-3歳人口

圏域	市町村名	地域子育て支援拠点				合計	人口				拠点1か所当たりの0-3歳児童数	地域子育て支援拠点数	0-3歳人口	拠点1か所当たりの0-3歳児童数	
		ひろば型	センター型	児童館型	その他型		0歳	1歳	2歳	3歳					0-3歳
		0	5	0	0		3,605	3,692	3,446	3,486					14,229
岐阜	岐阜市	0	5	0	0	5	411,753	3,605	3,692	3,446	3,486	14,229	2845.8		
	羽島市	2	2	0	0	4	67,101	599	621	584	641	2,445	611.3		
	各務原市	1	10	0	0	11	144,974	1,405	1,444	1,364	1,364	5,555	505.0		
	山県市	1	0	0	0	1	29,776	180	200	220	203	803	803.0		
	瑞穂市	0	0	0	2	2	51,302	611	613	591	516	2,331	1165.5		980.2
	本巣市	0	3	0	0	3	34,716	314	317	347	352	1,330	443.3		
	岐阜南町	2	0	0	0	2	23,121	293	265	256	240	1,054	527.0		
	笠松町	0	1	0	0	1	22,803	232	233	205	208	878	878.0		
	北方町	0	1	0	0	1	17,867	214	191	192	184	781	781.0		
	大垣市	1	5	0	8	14	162,821	1,528	1,506	1,572	1,530	6,136	438.3		
海津市	10	0	0	0	10	38,452	262	288	266	311	1,127	112.7			
養老町	0	1	0	0	1	31,853	234	263	220	267	984	984.0			
垂井町	0	2	0	0	2	28,798	254	262	298	265	1,079	539.5			
関ヶ原町	0	0	0	0	0	8,324	53	45	54	57	209	0.0			
神戸町	0	0	0	0	0	20,371	156	195	196	172	719	0.0		335.4	
輪之内町	0	3	0	0	3	9,595	116	119	83	109	427	142.3			
安八町	0	2	0	0	2	15,377	152	162	168	162	644	322.0			
揖斐川町	0	2	0	0	2	25,196	163	179	156	206	704	352.0			
大野町	0	2	0	0	2	23,845	171	215	223	231	840	420.0			
池田町	4	1	0	0	5	24,788	213	192	218	258	881	176.2			
関市	0	2	0	4	6	92,513	830	835	821	831	3,317	552.8			
美濃市	0	2	0	0	2	22,856	132	157	161	140	590	295.0			
美濃加茂市	1	1	0	0	2	54,113	576	525	516	525	2,198	1,099.0			
可児市	0	2	0	0	2	99,499	961	996	953	970	3,880	1,940.0			
郡上市	8	4	0	0	12	46,088	320	372	320	370	1,382	115.2			
坂祝町	1	0	0	0	1	8,481	70	81	75	65	291	291.0			
富加町	0	1	0	0	1	5,639	48	47	38	37	170	170.0			
川辺町	0	1	0	0	1	10,756	86	88	61	100	335	335.0			
七宗町	0	1	0	0	1	4,654	33	15	28	27	103	103.0			
八百津町	1	0	0	0	1	12,558	67	87	50	93	297	297.0			
八百津町	5	1	0	0	6	10,023	47	57	62	57	223	37.2			
白川町	0	1	0	1	2	2,709	16	16	12	18	62	31.0			
東白川村	0	1	0	0	1	18,936	119	144	117	151	531	531.0			
御嵩町	0	1	0	0	1	15,538	910	889	917	972	3,688	1,229.3			
多治宮市	3	3	0	0	3	82,865	718	705	674	739	2,836	945.3			
中津川市	0	3	0	0	3	41,308	323	335	314	323	1,295	647.5			
津波市	0	2	0	0	2	58,630	434	407	422	431	1,684	2,118			
瑞浪市	0	2	0	0	2	61,244	499	469	473	508	1,949	974.3			
土岐市	2	2	0	0	2	94,300	837	840	787	840	3,291	1,097.0			
高山市	2	1	0	0	3	27,962	196	187	198	205	786	393.0			
飛騨市	0	3	0	0	3	37,198	282	250	279	289	1,100	366.7			
下呂市	0	0	0	0	0	1,907	17	21	14	18	70	70.0			
白川村	39	75	0	21	135	2,097,625	18,276	18,523	17,939	18,504	73,244	542.5			

出典：以下の資料を元に作成した。
 岐阜県の地域子育て支援拠点数、岐阜市子育て支援センター（拠点）一覧（<http://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/s11217/iyoho/shisetsu.html>）、
 市町村別年齢（各歳）人口は、岐阜県統計課「岐阜県人口・世帯数」。
 いずれも2008（平成20）年4月1日現在。

その一例として、岐阜県における地域子育て支援拠点数と0～3歳児の人口を比較してみた(表7)。これは保育所に通っている子どもの数は考慮していないので、あくまで参考値に過ぎないが、市町村別に見ると(拠点を設置していない所を除く)、拠点1か所当たりの0～3歳児数は平均して542.5人であり、最も少ないところは白川村の70.0人で、最も多い岐阜市の2845.8人とは2桁の違いがあった。また岐阜県の五圏域で見ると、最も少ないのが335.4人の西濃圏域で、最も多いのが岐阜圏域の980.2人と、その差は約3倍であった。このことから圏域や市町村によって非常に大きな差があることがわかる。

このようなことを整理するために、赤川学氏が指摘したように「仮に子育て支援が出生率回復に役立たなかったとしても、子育て支援が必要なくなるわけではないから」、「むしろ原点に帰って、子育て支援の根拠を、すべての子どもが健康で文化的な生活を営む権利を保障するという人権の観点から、そしてそれのみによって基礎づけるべき」と考えてみてはどうだろうか^(註9)。そしてそのために、これまでに一定の法整備によってトップダウンされてきた営みを精査すると同時に、そこから今後のあり方をボトムアップする必要があると考える。

Ⅲ. 子育て支援事業の業務内容に関する実態調査

1. 調査の概要

2007(平成19)年1月9日(火)に郵送にて岐阜県内のすべての幼稚園・保育所・地域子育て支援センター(総数733件)へ調査票を送付し、1月24日(水)までに返送するよう依頼した。実際は1月31日(水)までに到着した339通を有効回答とし、分析の対象とした。回答率は46.2%であるが、とりわけ地域子育て支援センターは79.1%と、保育所や幼稚園の約2倍に当たる回答が寄せられた(表8)。

回答については、一次集計として全体を取りまとめ、二次集計として地域子育て支援センター(以下「センター」とする)と保育所、幼稚園の実施主体別にまとめた。

表 8

	調査対象数	有効回答数	回答率(%)		有効回答数
保 育 所	450	170	37.8	公立保育所	119
				私立保育園	51
幼 稚 園	192	85	44.3	公立幼稚園	38
				私立幼稚園	47
セ ン タ ー	91	72	79.1	センター(公立保育所内)	43
				センター(私立保育園内)	16
				センター(独立・単独型)	6
				センター(その他)	7
不 明		12		不明	12
合 計	733	339	46.2		339

2. 調査の結果

(1) 子育て支援事業の実施状況

地域の親子のために実施している子育て支援事業の実施状況について、上位5位について見てみよう(表9-1)。全体では「在園(所)児の行事に地域の子どもやその保護者が参加する機会」、「園庭開放」、「中高年などの体験学習の受け入れ」、「子育て相談事業」、「地域の子どもやその保護者と在園(所)児との交流」の順となっている。

地域子育て支援センターでは「園庭開放」「子育て相談事業」が同率で1位となっており、以下は「親子教室など」「在園(所)児の行事に地域の子どもやその保護者が参加する機会」「地域の子どもやその保護者と在園(所)児との交流」と続く。

保育所と幼稚園では、いずれも「中高年などの体験学習の受け入れ」「在園(所)児の行事に地域の子どもやその保護者が参加する機会」「園庭開放」「子育て相談事業」「地域の子どもやその保護者と在園(所)児との交流」の順となっている。

また、本調査は「地域子育て支援事業」が「地域子育て支援拠点事業」に再編される前に行ったものであるが、再編後に指定された4つの基本事業については表9-2の通りである。この中で「子育て相談事業」を「実施している」とするセンターは98.6%、保育所は86.0%、幼稚園は83.1%と、非常に高い値を示している。しかし「毎日実施している」と回答したのは、センターが56.9%、保育所が30.5%、幼稚園が12.9%と、極端な差がつく。

(2) これからの地域子育て支援事業

①地域子育て支援事業を行う理由(表10)

地域子育て支援事業を行う理由については、「地域の子どもやその保護者のため」とする者が

表9-2 子育て支援事業の実施状況(再掲)(%)

	全体	センター	保育所	幼稚園
子育て相談事業	87.8	98.6	86.0	83.1
地域の子どもを持つ保護者が互いに交流する機会	65.0	85.9	57.3	62.7
地域の保育資源の情報提供	60.9	84.1	54.5	54.3
地域の子どもを持つ保護者に学びの場(専門家による講演会や講習会、子育て講座など)の提供	50.5	78.9	39.8	50.0

表10 地域子育て支援事業を行う理由(%)

	とても 思う	どちらか と言えば 思う	どちらで もない	どちらか と言えば そう思わ ない	まったく そう思わ ない	無回答
地域の子どもやその保護者のため	39.9	43.8	7.6	3.3	0.3	5.1
所属施設の在所(園)児のため	15.1	43.8	27.5	5.7	3.3	4.5
所属施設の在所(園)児の保護者のため	16.3	36.3	32.3	6.0	3.9	5.1
所属施設の職員のため	15.4	36.9	27.8	10.6	3.6	5.7
新入園児を確保するため	3.6	22.1	24.2	16.0	29.6	4.5

表9-1 地域子育て支援事業の実施状況 (%)

	全体		センター		保育所		幼稚園	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
在園(所)児の行事(運動会など)に地域の子どもやその保護者が参加する機会	91.5	①	91.3	④	93.6	②	88.9	②
園庭開放(園庭を地域の親子へ開放する事業)	90.7	②	98.6	①	89.1	③	86.4	③
中高生などの体験学習の受け入れ	89.2	③	71.0	⑪	95.2	①	92.5	①
子育て相談事業	87.8	④	98.6	①	86.0	④	83.1	④
地域の子どもやその保護者と在園(所)児との交流	81.3	⑤	87.1	⑤	80.4	⑤	76.0	⑤
親子の遊びの提供を目的としたプログラム(親子教室など)	70.0	⑥	94.3	③	59.5	⑥	74.0	⑥
地域の子どもを持つ保護者が互いに交流する機会	65.0	⑦	85.9	⑥	57.3	⑦	62.7	⑦
地域の保育資源の情報提供	60.9	⑧	84.1	⑦	54.5	⑨	54.3	⑧
保育教材(絵本や紙芝居など)の貸し出し	54.1	⑨	71.8	⑩	51.5	⑩	45.2	⑪
屋内施設(ホールなど)の解放	52.4	⑩	77.5	⑨	46.4	⑪	41.3	⑫
地域の子どもを持つ保護者に学びの場(専門家による講演会や講習会、子育て講座など)の提供	50.5	⑪	78.9	⑧	39.8	⑫	50.0	⑨
地域のお子さんを預かる緊急・一時的保育事業	45.6	⑫	52.1	⑭	56.0	⑧	19.7	⑬
子育てサークルの育成や支援	41.0	⑬	61.8	⑫	28.0	⑬	50.0	⑨
園庭を除く屋外施設(プールなど)の解放	36.3	⑭	53.5	⑬	27.6	⑭	40.0	⑬
子育てに関するボランティアの育成や受け入れ(保育サポーターなどであり、実習生を除く)	26.7	⑮	35.7	⑮	26.3	⑮	20.3	⑮
家庭的保育を行っている者(保育ママなど)への支援	22.5	⑯	31.8	⑰	19.6	⑯	22.5	⑭
担当者が地域に出かけていくサービス(公園などへの出張サービスなど)	16.2	⑰	34.3	⑯	11.7	⑰	9.5	⑰
小学生の預かり保育(放課後児童健全育成事業・学童保育など)	8.0	⑱	12.9	⑱	5.6	⑱	9.3	⑱

注:○は各カテゴリーの順位

83.7%（「とてもそう思う」39.9%+「どちらかと言えばそう思う」43.8%）となっている。このうち「とてもそう思う」とする者の割合をセンター55.6%・保育所35.6%・幼稚園35.3%となり、地域の親子を対象とするセンターでは幼稚園や保育所に比べて約1.5倍と高くなっている。

また「新入園児を確保するため」については、幼稚園が42.4%（「とてもそう思う」7.1%+「どちらかと言えばそう思う」35.3%）、保育所が20.1%（「とてもそう思う」1.7%+「どちらかと言えばそう思う」18.4%）と、約2倍の差がついた。

②担当者にとっての地域子育て支援事業（表11）

担当者にとっての地域子育て支援事業は、「担当してよかった」と思う者の割合が59.0%（「とてもそう思う」23.0%+「どちらかと言えばそう思う」36.0%）と高いのに比して、「これからも担当したい」とする人は49.2%（「とてもそう思う」16.6%+「どちらかと言えばそう思う」32.6%）とやや劣る。

「担当してよかった」と「とてもそう思う」とする人の割合については、センター48.6%・保育所12.6%・幼稚園22.4%となっている。「これからも担当したい」と「とてもそう思う」人については、センター31.9%・保育所10.3%・幼稚園16.5%と、センターと保育所・幼稚園で2～3倍の差がついた。

また気になることとしては、「担当してよかった」についての「無回答」割合が全項目を通じて最も高い点である（16.9%）。

③所属施設での地域子育て支援事業（表12）

「やってよかった」と思う者の割合が71.9%（「とてもそう思う」30.2%+「どちらかと言えばそう思う」41.7%）で、「これからも充実させたい」とする人は76.6%（「とてもそう思う」35.5%+「どちらかと言えばそう思う」41.1%）と、いずれも非常に高い。

「やってよかった」と「とてもそう思う」割合はそれぞれセンター55.6%・保育所19.5%・幼稚

表11 担当者にとっての地域子育て支援事業（%）

	とても そう 思う	どちらか と言えば そう 思う	どちらで もない	どちらか と言えば そう 思わ ない	まったく そう 思わ ない	無回答
担当してよかった	23.0	36.0	23.0	0.9	0.3	16.9
これからも担当したい	16.6	32.6	33.2	5.1	2.1	10.3

表12 所属施設での地域子育て支援事業（%）

	とても そう 思う	どちらか と言えば そう 思う	どちらで もない	どちらか と言えば そう 思わ ない	まったく そう 思わ ない	無回答
やってよかった	30.2	41.7	14.5	0.9	0.3	12.4
これからも充実させたい	35.3	41.1	13.3	3.3	1.5	5.4

表13 これからの地域子育て支援事業Ⅰ（％）

	とても 思う	どちらか と言えば そう思う	どちらで もない	どちらか と言えば そう思わ ない	まったく そう思わ ない	無回答
情報交換をもっとするべき	27.5	48.6	17.8	1.2	0.0	4.8
研修をもっと増やすべき	25.1	47.1	20.2	1.8	0.3	5.4
相談業務を充実させるため、臨床心理士や社会福祉士など、相談援助の専門家による助言やスーパービジョンを得られるシステムを用意すべき	26.6	41.4	23.3	3.3	0.3	5.1
兼務ではなくそれだけを担当する専任職員がやるべき	29.3	38.1	22.1	4.2	2.4	3.9
地域子育て支援事業を行うための職員を置くように、関係法令の中に明記するべき	25.4	36.9	22.7	6.0	2.1	6.9
地域子育て支援事業を行う職員の資格（「保育士資格を有する」など）を、関係法令の中に明記するべき	19.3	37.8	27.8	6.9	2.7	5.4
保育所や幼稚園で働く職員は、誰でも一度は担当するべき	13.6	28.1	42.9	9.7	1.5	4.2
施設数をもっと増やすべき	14.8	34.1	33.5	10.3	3.0	4.2
事業内容（サービスの種類）をもっと増やすべき	9.7	28.1	39.9	13.6	3.0	5.7

園30.6％である。「これからも充実させたい」と「とても思う」割合は、センター59.7％・保育所27.0％・幼稚園31.8％となっており、センターと保育所で約2倍の差がつき、幼稚園はその中間に位置する。

また表11と同様に、表12についても「やってよかった」についての「無回答」割合が最も高くなっている点が気になる（12.4％）。

④これからの地域子育て支援事業Ⅰ（表13）

これからの地域子育て支援事業を尋ねて、「もっとやるべき」と答えた者のうち（「とても思う」＋「どちらかと言えばそう思う」）、過半数を超えている順に見ると、「情報交換をもっとするべき（76.1％）」、「研修をもっと増やすべき（72.2％）」、「相談業務を充実させるため、臨床心理士や社会福祉士など、相談援助の専門家による助言やスーパービジョンを得られるシステムを用意すべき（68.0％）」、「兼務ではなくそれだけを担当する専任職員がやるべき（67.4％）」、「地域子育て支援事業を行うための職員を置くように、関係法令の中に明記するべき（62.3％）」と続く。

⑤これからの子育て支援事業Ⅱ（表14）

これからの子育て支援事業については、「所属施設」「岐阜県」「全国」のそれぞれで「これから

もっとやっていくべき」と答えた人の割合がいずれも8割前後と、非常に高くなっている。

しかしながら、「地域子育て支援事業を充実すれば、出生数が増えるだろう」と考えている人の割合は37.2%（「とてもそう思う」13.6%+「どちらかと言えばそう思う」23.6%）と、「どちらでもない」とする人（36.9%）とほぼ同じとなっている。この「どちらでもない」とする人の割合は、センターで45.8%と半数近くになっている。

⑥地域子育て支援事業を行うべき場所（表15）

地域子育て支援事業を行うべき場所については、保育所が46.5%（「とてもそう思う」17.2%+「どちらかと言えばそう思う」29.3%）、幼稚園が34.5%（「とてもそう思う」12.7%+「どちらかと言えばそう思う」21.8%）を支持している。それに反して、独立した専門施設については41.7%が反対（「どちらかと言えばそう思わない」24.2%+「まったくそう思わない」17.5%）、児童養護施設や乳児院などの入所型児童福祉施設は62.2%が反対（「どちらかと言えばそう思わない」27.2%+「まったくそう思わない」35.0%）となっている。

⑦子育て支援事業の担当者（表16）

子育て支援事業の担当者については、「どちらでもない」が最も多かった。「そう思う」と答へ

表14 これからの子育て支援事業Ⅱ（%）

	とても そう 思う	どちらか と 言 え ば そ う 思 う	どちら で も な い	どちら か と 言 え ば そ う 思 わ な い	ま っ た く そ う 思 わ な い	無 回 答
所属施設では、これからもっとやっていくべき	23.9	50.5	18.4	0.9	0.6	5.7
岐阜では、これからもっとやっていくべき	26.3	48.3	19.9	0.6	0.6	4.2
全国で、これからもっとやっていくべき	27.5	47.1	18.7	0.9	0.6	5.1
地域子育て支援事業を充実すれば、出生数が増えるだろう	13.6	23.6	36.9	14.8	7.6	3.6

表15 地域子育て支援事業を行うべき場所（%）

	とても そう 思う	どちらか と 言 え ば そ う 思 う	どちら で も な い	どちら か と 言 え ば そ う 思 わ な い	ま っ た く そ う 思 わ な い	無 回 答
保育所	17.2	29.3	27.5	13.6	8.2	4.2
幼稚園	12.7	21.8	32.3	14.5	12.1	6.6
独立した専門施設	8.5	17.8	25.7	24.2	17.5	6.3
入所型児童福祉施設	1.5	3.9	24.2	27.2	35.0	8.2

表16 子育て支援事業の担当者 (%)

	とても そう思う	どちらか と言えば そう思う	どちらで もない	どちらか と言えば そう思わ ない	まったく そう思わ ない	無回答
保育士資格保持者	8.8	32.9	39.3	8.2	7.6	3.3
幼稚園教諭免許保持者	2.1	18.1	45.9	14.5	14.5	4.8
主任クラス（中間管理職）以上の人	9.7	27.2	44.1	11.2	3.9	3.9

表17 子育て支援事業の費用 (%)

	とてもそ う思う	どちらか と言えば そう思う	どちらで もない	どちらか と言えば そう思わ ない	まったく そう思わ ない	無回答
行政が事業経費を補助するべき	52.3	36.3	8.2	0.9	0.6	1.8
作品作りなどを行い利用者へ還元できる ような時の実費徴収	8.5	33.2	34.1	12.7	8.2	3.3
すべて無料	7.9	15.7	38.4	25.4	10.0	2.7
会費や登録費などを徴収	3.0	19.0	41.7	18.1	15.4	2.7

表18 幼稚園や保育所内で地域子育て支援事業を行うために必要なもの (%)

	とてもそ う思う	どちらか と言えば そう思う	どちらで もない	どちらか と言えば そう思わ ない	まったく そう思わ ない	無回答
専用の室内空間	54.7	37.2	5.7	0.3	0.9	1.2
専用の相談室	33.8	46.5	11.2	4.8	1.8	1.8
専用のホームページやアドレス	16.3	39.6	33.5	4.8	2.1	3.6
専用のトイレや手洗い場	23.3	27.2	24.8	13.6	9.1	2.1
専用の屋外空間	17.5	32.0	27.8	14.2	6.6	1.8
専用の駐車場	21.1	26.3	28.1	13.3	9.7	1.5
専用の職員室	10.6	17.5	38.7	18.7	12.1	2.4

た者(「とてもそう思う」+「どちらかと言えばそう思う」)を見ると、「保育士資格保持者(41.7%)」と「幼稚園教諭免許保持者(20.2%)」で2倍の差がついた。0～3歳くらいの未就園児とその保護者を対象とする事業を行う場合、やはり幼児のみならず乳児の子育てに関する知識や技術を熟知していなければ難しいことの現れかと思う。また「主任クラス(中間管理職)以上の人」も約3割の人が挙げていることから、一定の保育者経験が必要だとも言える。

⑧子育て支援事業の費用(表17)

子育て支援事業の費用については、「行政が事業補助すべき」が88.6%（「とてもそう思う」52.3%+「どちらかと言えばそう思う」36.3%）が圧倒的に高い。また「すべて無料」にすることに反対する人は35.4%（「どちらかと言えばそう思わない」25.4%+「まったくそう思わない」10.0%）となっている。

ではどのような場合に徴収するかについては、続いて「作品作りなどを行い利用者へ還元できるような時の実費」が41.7%（「とてもそう思う」8.5%+「どちらかと言えばそう思う」33.2%）となっており、「会費や登録費」はその半分ほどの22.0%となっている。

⑨幼稚園や保育所内で地域子育て支援事業を行うために必要なもの（表18）

幼稚園や保育所内で地域子育て支援事業を行うために必要なものについては、「専用の室内空間」が91.9%（「とてもそう思う」54.7%+「どちらかと言えばそう思う」37.2%）と、圧倒的に高い。次に「専用の相談室」で80.3%（「とてもそう思う」33.8%+「どちらかと言えばそう思う」46.5%）と続く。

センターに限って賛成する割合を見れば（「とてもそう思う」+「どちらかと言えばそう思う」）、「専用の室内空間」は32.9%とさほど高くない。逆に高いのは「専用の相談室」72.8%、「専用のトイレや手洗い場」62.5%、「専用のホームページやアドレス」61.1%、「専用の駐車場」48.6%、「専用の屋外空間」45.8%と続く。「専用の職員室」は30.6%と格段に低くなる。

3. 考 察

これらの調査結果より考察すると、まず岐阜県で行われている地域子育て支援事業の事業内容は地域の実状に応じたものというより、事前の準備や費用をかけないで比較的軽易に行うことが出来そうな事業を中心に行われている。またセンターと保育所・幼稚園の間では、上位5位までには大きな差がないものの、第6位以下については実施割合に差が出た。さらに地域子育て支援拠点事業にセンター型に期待されている「担当者が地域に出かけていくサービス」などは約3割に止まるなど、調査時点ではあまり岐阜県としての独自性は見られない。

しかしながら、現場では「地域の子どもやその保護者のために」と地域子育て支援事業を行っており、担当者はこの事業を「担当してよかった」と思う者が6割になっている。一方で、「これからも担当したい」とする人は1割減の5割となるが、この差については、「担当してよかった」とする人の割合がセンターと保育所・幼稚園で2～3倍の差がついたことから、担当者は保育所や幼稚園内での業務と兼務するのではなく専任職員とするようにしたり、情報交換や研修を増やしたり、職員の配置や資格について関係法令の中に明記したりすることによって、条件を整えることによってある程度補填出来ると考えられる。

そのように地域子育て支援事業を展開しても、出生率が増えるとは限らない。しかしながら、岐阜や全国ではもっとやっていくべきだと考えられている。その場所としては、独立した専門施設より地域の中で乳幼児を専門とする保育所や幼稚園が指示されている。担当者としては保育士資格を有している者や主任クラス以上の人がとする回答が多いことから、地域子育て支援事業の担当者は、とりわけ乳児に関する経験や知識・技術を保持していることや、保護者対応の経験が必要であることが伺える。

これからの地域子育て支援事業を充実させていくために、利用者から費用徴収するのではなく、事業経費の補助を行政に求める声が9割近くになっている。また、室内空間や相談室、ホームペー

ジやメールアドレス、トイレや手洗い場、屋外空間、駐車場について地域子育て支援事業専用のものを求める一方で、専用の職員室についてはさほど求められていない。

現代社会は少子高齢化社会なので、子どもに関する事柄に税金を使うことが難しい。そのため、今以上に事業経費を補助したり、室内外の専用施設を増設したりすることは一筋縄ではいかないだろう。しかしながら、法案が可決することに伴い整備される最低基準などによってある程度底上げすることが期待できる。また、新たに何かを創造するのみならず、これまでの経験を活かして情報交換を行ったり研修を増やすことから、お金をかけなくてもレベルアップすることが出来るよう。

Ⅳ. おわりに

子育て支援事業が整備されるようになって10年以上たち、2007（平成19）年度の地域子育て支援拠点事業数（実績交付決定ベース）は4,409か所（ひろば型903か所、センター型3,478か所、児童型28か所）となっている。1997（平成9）年度の実績値は428か所だったことから、この10年で10倍強に増えている。いわゆる「子ども・子育て応援プラン」の最終年度である2009（平成21）年度末には6,000か所とすることが目標値として掲げられていることから、今後も量的に増えていくであろう。それと同時に、試行を経てから、いわゆる「エンゼルプラン」の中で目標値達成を目指して単年度ごとに予算をつけて実績を積み上げてきた地域子育て支援事業も、徐々にハード面が整備され、いよいよ児童福祉法にしっかりと根付く時期が来た^(註10)。

今後はソフト面を充実させ、真に地域に暮らす親子のためになる地域子育て支援事業となることが肝要である。その省察については別稿に譲るが、そのヒントは調査結果からも明らかのように、情報交換や研修など、これまでの地域子育て支援事業の経験を活かすことの中にあると考える。

註

1. この経過については、拙稿「子育て支援事業に関する今日的課題の所在について―地域子育て支援センター利用者の意識調査より―」『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要第36集』、2004年、121～136頁を参照のこと。
2. 「あい・ぽーと」については以下を参照のこと。大日向雅美『「子育て支援が親をダメにする」なんて言わせない』岩波書店、2005年。「あい・ぽーとホームページ」(<http://www.ai-port.jp/>)。
3. 厚生労働省『保育所保育指針解説書』フレーベル館、2008年、179頁。
4. この他の児童福祉法の一部改正法案には、「困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化」としては、①里親制度の改正、②小規模住居型児童養育事業の創設、③要保護児童対策地域協議会の機能強化、④年長児の自立支援策の見直し、⑤施設内虐待の防止などが記されている。
5. 全国児童養護施設協議会「全養協通信197号（2008年8月11日発行）」1ページ。
6. 「3歳児神話」については、平成10年（1998年）版「厚生白書」が「少なくとも合理的な根拠は認められない」とした。しかしながら、その結論に至る予備調査も論拠も皆無であったこともあり、2002（平成14）年7月10日には当時の厚生労働大臣であった坂口力氏が国会答弁の中で「三歳児神話というのは、明確にそれを肯定する根拠も否定する根拠も見当たらないという

のが事実」とした。

7. 原田正文『完璧志向が子どもをつぶす』筑摩書房、2008年、50頁。
8. 『同上書』53頁。
9. 赤川学『子どもが減って何が悪いか!』筑摩書房、2004年、182頁。
10. その一例として、三重県健康福祉部では2008年3月に『地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点施設）ガイドライン～ささえあい・ともに育ちあう子育てをめざして～』を策定した。ここでは子育て支援拠点事業における施設や運営の理想的姿として望ましい水準を示し、その質的向上を図るために、①総則に関する事、②事業の枠組みに関する事、③適切な整備と運営に関する事、④施設・設備に関する事、⑤職員体制・人材育成に関する事、⑥広報に関する事、⑦地域における子育て力に関する事、⑧事業内容に関する事、⑨安全対策・緊急時対応に関する事、⑩運営管理に関する事の10項目について定めている。

参考文献

1. 服部祥子・原田正文『乳幼児の心身発達と環境—大阪レポートと精神医学的視点—』名古屋大学出版会、1991年。
2. 原田正文『子育ての変貌と次世代育成支援—兵庫レポートにみる子育て現場と子ども虐待予防—』名古屋大学出版会、2006年。
3. 原田正文『完璧志向が子どもをつぶす』筑摩書房、2008年。
4. 赤川学『子どもが減って何が悪いか!』筑摩書房、2004年。

付記

1. 本研究は、平成18年度岐阜聖徳学園大学短期大学部特別研究助成金による研究成果の一部である。
2. 本稿脱稿後、2008（平成20）年11月4日には閣法として第170回臨時国会に「児童福祉法の一部を改正する法律案」が提出された。法案の内容は先の通常国会に提出されたものと同じであり、11月4日に衆議院本会議で可決され、11月26日には参議院本会議で可決・成立した。これによって同年12月3日に法律第85号として公布され、当初の予定通り施行されることになった。